

公益通報等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人名城大学（以下「本法人」という。）の業務に関し、法令、若しくは学内諸規定に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令等違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって本法人の健全な発展に資することを目的とする。

(公益通報者)

第2条 本法人の職員、本法人と雇用関係にある学生、本法人の指揮命令下にある派遣労働者及び本法人と第三者との契約に基づいて本法人においてその業務を遂行する労働者（以下「職員等」という。）は、次条に定める通報窓口に対し、法令等違反行為に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）を行うことができる。

(公益通報等の方法)

第3条 本法人は、公益通報等に応じるため、監査室に通報窓口を設置する。

② 公益通報等は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話及び面談で行うことができる。

(禁止事項)

第4条 職員等は、不正の利益を得る目的、誹謗中傷等本法人又は第三者に損害を加える目的その他不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならず、不正の目的をもって行われた公益通報等については、本規程の適用を受けないものとする。

(公益通報等への対応)

第5条 監査室は、職員等から公益通報等があったとき、公益通報等を行った職員等に対し、速やかに通報を受けた旨を通知すると共に、その内容に応じ、迅速かつ適切に対応しなければならない。

② 監査室は、公益通報等を受けたとき、その内容を理事長に報告しなくてはならない。ただし、公益通報等を行った職員等を特定する情報については、本人の同意のない場合は除くものとする。

(調査の開始)

第6条 監査室は、公益通報等の受付後速やかに、調査を開始しなければならない。

② 監査室は、公益通報等の取扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、理事長の許可を得て外部に意見を求めることができる。

(調査委員会の設置)

第7条 監査室は、通報内容の事実関係の調査のため、公益通報調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

② 委員会は、理事長が指名した者で構成する。

(調査の実施)

第8条 監査室及び委員会は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

② 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があったとき、速やかにこれに応じなければならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

③ 監査室は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちに、その結果を理事長及び公益通報等を行った職員等に報告しなければならない。

(遵守事項)

第9条 調査に関わる者は、その職務の遂行に当たって、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 公益通報等を行った職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと

- (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと
 - (3) 常に公正不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施すること
 - (4) 公益通報等を行った職員等を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること
 - (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと
- ② 調査に関わる者は、その職を離れた場合であっても、前項第 4 号及び第 5 号に定める事項を遵守しなければならない。
- ③ 調査に関わる者は、自らが関係する公益通報等された事項の調査に関与してはならない。

(是正措置等)

第 10 条 理事長は、法令等違反行為の存在が確認された場合、速やかに、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

② 監査室は、前項の措置が講じられたとき、当該措置に係る法令等違反行為に関する公益通報を行った職員等に対し、その措置の内容を通知しなければならない。

(懲戒)

第 11 条 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合、当該行為に関与した本法人の職員に対し、学校法人名城大学職員規則により懲戒を行うことができる。

(軽減措置)

第 12 条 本法人は、法令等違反行為に関与していた職員が、監査室の調査開始前に、自ら公益通報等を行った場合、当該職員の処分を免除し、又はその程度を軽減することができる。

(不利益取扱いの禁止)

第 13 条 本法人は、公益通報等を行ったことを理由として、当該職員等に対し、免職、降任、降格、その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(事後確認)

第 14 条 監査室は、是正措置等を実施後、次の各号を確認しなければならない。

- (1) 法令等違反行為の再発がないこと
- (2) 是正措置及び再発防止策が機能を果たしていること
- (3) 公益通報等を行った職員等への不利益な取扱いがないこと

(周知)

第 15 条 監査室は、公益通報の仕組みや法令遵守の重要性について、職員等に対し周知を図らなければならない。

(適用除外)

第 16 条 この規程は、競争的研究資金の執行・管理に関する規程、ハラスメントの防止等に関する規程及び附属高等学校ハラスメントの防止等に関する規程には適用しない。

(補則)

第 17 条 この規程の施行に必要なことは、別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 11 月 18 日から施行する。